

各種別、点数及び備考の改定理由及び改定の考え方

1 種別及び備考の見直し

(1) 種別及び備考の追加について

① 血球数測定検査

血球数測定と血液像鏡検は必ずしも同時には実施されない可能性があることから、血球数測定を血液顕微鏡学的検査から分離し新設した。なお、血球数自動計数装置の使用が一般的である実態から、現在の血球数自動計数装置により血球数の測定を行った場合を基本点数とした。

② 耳洗浄

近年、マイコプラズマ性中耳炎の発生がみられ、耳洗浄が経済的な診療方法であって一般に普及しつつあると考えられることから、耳洗浄を新設し診療点数に算入できることとした。

なお、外耳道のみの洗浄はほとんど想定されないことから鼓室洗浄を含むこととし、診療技術料は膀胱洗浄・雌（140点）と同点が適当と判断した。また、耳洗浄に引き続き薬剤を注入することを考慮し、使用した医薬品については薬価基準表に基づき増点することができることとした。

③ 乳房内洗浄

平成6年度までは、乳房洗浄として家畜共済診療点数表に規定されていたが、乳房炎を誘発する可能性があるということで削除された。近年では平成16年度の家畜共済小委員会においても復活が検討されたが、エンドトキシン産生性の乳房炎に関しては有効との話はあるものの、ほとんど実施されていない状況を踏まえ、しばらく様子を見よとの結果となった。

今般、複数の獣医師の意見から有効性、かつ普及している状況が認められたことから、新設（復活）することとした。なお、診療技術料は平成6年度の76点に人件費の上昇等及び難易度を考慮し83点が適当とした。

④ 腔内薬剤挿入

繁殖障害治療としての腔内挿入・留置型の黄体ホルモン製剤の使用が一般的になったとの意見が多くみられ、普及していることが認められたこと、留置型製剤の使用であれば往診回数が減少し経済的であることから、当該製剤の腔内挿入を想定し腔内薬剤挿入を新設、診療点数に算入できることとした。

なお、繁殖障害においては直腸検査が必須であることから直腸検査を含むこととし、診療技術料は直腸検査（１１７点）＋投薬（５３点）＝１７０点が適当と判断した。また、腔内挿入・留置型の黄体ホルモン製剤の使用が前提であることから、使用した医薬品については薬価基準表に基づき増点することができることとした。

（２）種別及び備考の削除について

抜歯（牛）については、適用実態がほとんどないが、他の種別で代替できる行為ではないため、削除はせずに種別を一本化した。

（３）種別及び備考の変更について

① 診断書

処方箋及び各種証明書の場合にも適用するとされているが、各種証明書の範囲が曖昧であるため、「処方箋及びと畜場法施行規則第１５条第２項に規定する死亡診断書又は死体検案書の場合にも適用する。」と限定した。

② 採血

静脈内注射と同様に静脈内に針を入れる行為を考慮し、しかしながら、採血は頸静脈及び尾静脈から行う場合が一般的であり、また、医薬品を注入する行為は伴わないため、診療技術料は現在の皮下注射及び筋肉内注射（５８点）と同点が適当と判断した。

なお、採血は採血管を使用することが一般的であり、シリンジより安価であるため、Ａ種点数積算上も注射より低くなっている。

③ 細菌分離培養検査

- i 薬剤感受性検査を含むとされているが、例えば、薬剤感受性検査と微生物簡易検査を実施した場合、細菌分離培養検査より点数が高くなるといった矛盾があったため見直した。細菌分離培養検査の内容を「家畜共済における臨床病理検査要領」（平成１７年５月２３日付け１６経営第８８２９号農林水産省経営局長通知。以下「臨床病理検査要領」という。）の第９節細菌検査の分離培養検査に基づき定義し、診療技術料については、医科診療報酬点数表（厚生労働省告示第６９号。以下「診療報酬表」という。）を参考に１８０点とした。また、Ａ種点数の積算も見直した。

なお、分離培養にあたり選択培地を用いた結果、菌が増殖しなかった場

合、又は選択培地上のコロニー性状等から、高度な技術を要さず簡易的に同定を行った場合等は、その点数を低く抑えた。

2分房以上の検査については、一般的には1分房目の検査と同時に実施されるものと考えられ、必ずしも同じ労力を要するものではないことから、従前どおりの増点を適用することとした。

- ii 細菌分離培養検査の見直しに伴い、「微生物簡易検査」、「微生物特殊検査」及び「薬剤感受性検査」も臨床病理検査要領及び診療報酬表を踏まえ見直した。

なお、薬剤感受性検査においては、ディスク法（間接法）が多く実施されている実態から、備考において間接法を実施した場合の点数も規定した。

④ 血液顕微鏡学的検査

血球数測定と血液像鏡検は必ずしも同時には実施されない可能性があることから、血球数測定を血液顕微鏡学的検査から分離し、また、血液顕微鏡学的検査の診療技術料は乳汁顕微鏡的検査等と同点が適当と判断した。

⑤ 血液生化学的検査

検査実態を踏まえ、実施頻度が高く、臨床検査料金（外部施設に検査依頼した際の料金。したがって診療点数に左右されない。）が同額程度である検査項目を20血液生化学的検査の（1）として点数を一本化した。さらに、診療報酬表を参考に血液生化学的検査全体について、同一点数となる検査項目の見直しを行い、（1）については包括算定方式とした。

なお、診療技術料については、（1）の検査であれば生化学自動分析装置の使用が一般的であることから、改定家畜共済診療点数表中最低（増点に係る診療技術料を除く。）の30点が適当と判断し、また、A種点数は当該生化学自動分析装置及び専用キット等の価格を反映することが適当と判断し積算した。

⑥ 超音波検査

ポータブルタイプの使用が主流となってきたことから、備考において基本点数を小型（ポータブルタイプ等）の装置を用いた場合とした。

なお、診療技術料は改定前と変更せず、A種点数の積算を見直した。また、中型以上の装置を用いた場合は備考における増点を適用することとした。

⑦ 静脈内注射

シリンジを用いた単発の注射行為と点滴行為とでは難易度、労力等が異なることから、点滴注射を分離し新設した。これに伴い、単発の注射行為である静脈内注射の診療技術料については、現在の 88 点から 10 点引き下げた。

なお、皮下注射、筋肉内注射、関節腔内注射及び卵巣直接注射についても、同様にそれぞれ 10 点引き下げた。

静脈内注射の A 種点数は、シリンジを用いた単発の注射行為であるため皮下注射及び筋肉内注射と同点が適当と判断した。

点滴注射の診療技術料は、改定後の静脈内注射 78 点＋改定前の点滴注射（備考に規定）143 点＝221 点が適当と判断した。また、点滴装置の定義を明確化し、当該装置の費用を反映した A 種点数に見直した。

⑧ 子宮内薬剤挿入

タブレット剤の購入実態から、注入剤と同程度以上にタブレット剤が使用されていると考えられることから、種別を「子宮薬剤挿入」に変更し、薬剤注入を実施した場合は増点することとした。

なお、注入に比べ技術的難易度は低いことから、診療技術料は直腸検査（177 点）＋投薬（53 点）＝230 点が適当と判断した。A 種点数は注入管等を用いないことから引き下げた。

⑨ 外傷治療

洗浄、塗布、塗擦、縫合等一切の治療処置を含むが、家畜が暴れるなどに対し、不動物のためやむを得ず鎮静剤を使用する場合があり、備考において、その場合に使用した医薬品は薬価基準表に基づいて増点することができることとした。

⑩ 開腹（腸管手術）

難易度を考慮し、診療技術料を引き上げた。なお、腸管手術の難易度を左右する要因は様々であり、細分化することは適当ではないと判断した。

⑪ 膣脱整復

縫合により陰門を閉鎖する手法は、圧定法に引き続き必ずしも実施されるものではないため、陰門縫合を行った場合は診療技術料を増点することとした。

なお、増点は外傷治療・小・第 2 回以降（53 点）が適当と判断した。

⑫ 胎盤停滞除去

現在は、用手法による除去は、分娩数日後に胎盤を引き出す程度であり、診療技術料を引き下げた。

⑬ 乳頭狭窄手術

複数の分房に対し乳頭狭窄手術が実施されることを考慮し、2分房以上行った場合は増点できることとした。乳頭手術での1分房実施した場合と2分房以上実施した場合との点数差を参考に、かつ、乳頭狭窄手術の難易度を考慮し、2分房以上行った場合B種に108点、A種に9点を加えることが適当と判断した。乳頭切断手術を行った場合は併せてB種に23点を加えることとした。

⑭ 尿道切開手術

尿道瘻形成手術は、尿道切開（尿道瘻形成を行わない場合）よりも多く実施されているが、診療技術料のみ難易度を考慮し尿道切開（尿道瘻形成を行わない場合）（732点）と同点とすることが適当と判断した。

2 A種点数（医薬品等の直接費）の見直し

① 往診

A種点数を前回改定時と同様に算出した結果、500メートルを超えた場合37点となったため、当該点数を反映した。

② 麻酔術

全身麻酔の方法について、牛ではキシラジンによる筋肉内注射が一般的であり、筋肉内注射のA種点数と同点である12点が適当と判断した。

3 B種点数とA種点数との差（診療技術料等）の見直し

① 再診

診療報酬表を参考に62点が適当と判断した。

② 薬治

診療報酬表を参考に調剤を必要とするもの51点、調剤を必要としないものの42点が適当と判断した。

③ 蹄病処置

2肢以上の増点が低いと考えられたため引き上げた。また、検案（解剖しない場合）（265点）と同点が適当と判断した。